震災特例法の課税価格の計算の特例のチェックシート（相続税用）

【平成22年5月11日から平成22年12月31日相続開始分用】

このチェックシートは、平成22年中に相続又は遺贈により取得した財産（他の相続人が取得した場合を含みます。以下同じです。）について、震災特例法第34条（特定土地等及び特定株式等の相続税の課税価格の計算の特例）を適用して更正の請求を行う場合の主なチェック項目を示したものです。

以下の１から３（又は１、２及び４）の問いの「はい」又は「いいえ」に○を付けて回答してください。

１から３（又は１、２及び４）に全て「はい」と回答した方は、原則として更正の請求を行うことができます。

なお、ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。

※　税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話等により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

該当する回答を○で囲んでください。

1	平成22年分の相続税の申告書を提出していますか。	はい	いいえ
2	平成22年５月11日から平成22年12月31日までの間に相続又は遺贈により取得した財産は、土地等又は株式等ですか。 なお、取得した財産が複数ある場合は、いずれか１つでも土地等又は株式等があれば、「はい」を選択してください。	はい	いいえ

○　「土地等」を相続又は遺贈により取得した方にお尋ねします。

3	(1)　その土地等は、平成23年３月11日において所有していましたか。	はい	いいえ
	(2)　その土地等は、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（以下「指定地域」といいます。）内にありますか。 指定地域とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の全域並びに埼玉県加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限ります。）、埼玉県久喜市、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村をいいます。	はい	いいえ
	(3)-1　**【(2)の土地等が路線価地域にある場合】** ①「平成23年分の路線価×調整率」が、②「平成22年分の路線価」よりも低い土地等はありますか。 ○　平成23年分の路線価　　調整率 ＿＿＿＿円/㎡　×　＿＿＿＿　＝　＿＿＿＿円/㎡（①） ○　平成22年分の路線価 ＿＿＿＿円/㎡（②） (3)-2　**【(2)の土地等が倍率地域にある場合】** ①「平成23年度の固定資産税評価額×平成23年分の評価倍率×調整率」が、②「平成22年度の固定資産税評価額×平成22年分の評価倍率」よりも低い土地等はありますか。 ○　平成23年度の固定資産税評価額　平成23年分の評価倍率　調整率 ＿＿＿＿円　×　＿＿＿＿倍　×　＿＿＿＿　＝　＿＿＿＿円（①） ○　平成22年度の固定資産税評価額　平成22年分の評価倍率 ＿＿＿＿円　×　＿＿＿＿倍　＝　＿＿＿＿円（②） ※　路線価及び評価倍率並びに調整率は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。なお、全国の国税局（所）、税務署でも閲覧できます。	はい	いいえ

○　「株式等」を相続又は遺贈により取得した方にお尋ねします。

4	(1)　その株式等は、平成23年３月11日において所有していましたか。	はい	いいえ
	(2)　その株式等は、指定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額が保有資産の合計額の10分の３以上である法人の非上場株式等（10分の３以上であるかどうかの判定は、その株式等を取得した時の相続税評価額によります。）ですか。	はい	いいえ
	(3)　その株式等の震災の発生直後の価額は、相続又は遺贈により取得した時の時価よりも低いですか。	はい	いいえ

平成　　年　　月　　日

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　フリガナ　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　ご持参いただく書類等

- 特定土地等が倍率地域にある場合は、平成23年度の固定資産税評価額の確認できる書類（例えば固定資産税評価額の証明書など）
- 「印鑑」及び「還付金の振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの」

◎　このチェックシートは更正の請求書に添付してください。